

2021年6月

一般社団法人 日本循環器学会
代表理事 平田 健一 殿

一般社団法人 日本循環器学会
ダイバーシティ推進委員会
委員長 塚田(哲翁) 弥生
特定看護師養成促進ワーキンググループ
ワーキンググループ長 副島 京子

循環器診療に関する特定行為研修と修了看護師の活用についての提言 2021

循環器診療においては、緊急処置、救命処置のみならず継続的治療を要するため、濃厚なチーム医療が重要です。一方で医師の働き方改革の推進が求められており、従来医師が行っていた業務の一部を多職種で協働していくことが喫緊の課題となっております。

2015年に特定行為に係る看護師の研修制度が開始され、これまで医師の直接指示を必要としていた診療の補助行為のうちの38行為(21区分)が、研修修了後には直接指示を待たず手順書により実施可能となりました。これにより迅速に病状に応じた速やかな対応ができるようになっていきます。

特定行為研修を修了した看護師は、看護を基盤にさらなる医学的知識や技術を獲得しており、医師不足・医師偏在の現状においても持続可能な医療を実現するため、医師の業務の「タスク・シフティング(業務の移管) / タスク・シェアリング(業務の共同化)」における重要な役割を担うことが期待されております。特に、多忙で人員が少ない循環器診療の現場では大変重要な存在になると考えます。

一方で、特定行為研修の修了者は、厚生労働省が目標としている2025年度10万人に比し、わずか3,307名(2021年4月現在)であり、修了者が10名未満の県も多いのが現状です。循環器病対策推進基本計画においても特定行為研修修了者の確保は医療提供体制の取り組むべき施策に掲げられており、循環器診療を円滑に進めるためには、循環器に関連する特定行為研修の推進が急務と考えます。現在、厚生労働省により承認された急性期領域のパッケージ研修は類似するものが多く、循環器領域を志す看護師にとって混乱を招く状況になっております。したがって、日本循環器学会は厚生労働省と協議しながら、公式に推奨する看護師特定行為を定め、特定行為研修を支援することを提言いたします。

○ 推奨特定行為区分（急性期）

1. 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
2. 循環器関連
3. 動脈血液ガス分析関連
4. 心嚢ドレーン管理関連
5. 感染に係る薬剤投与関連
6. 循環動態に係る薬剤投与関連

○ 推奨特定行為区分（慢性期）

1. 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
2. 動脈血液ガス分析関連
3. 栄養・水分管理に係る薬剤投与関連
4. 感染に係る薬剤投与関連
5. 循環動態に係る薬剤投与関連